

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金—都道府県等の実施する退職共済制度の会計処理に基づく

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度を利用
広島県社会福祉従事者互助会の退職手当資金交付事業を利用

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) みゆき広場拠点計算書類(会計基準省令第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(Ⅱ))
 - ア みゆき広場(生活介護事業)
 - イ 指定特定相談支援事業所みゆき広場
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅲ))
 - ア みゆき広場(生活介護事業)
 - イ 指定特定相談支援事業所みゆき広場

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	73,929,383	0	0	73,929,383
建物	43,323,691	0	3,432,160	39,891,531
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	117,253,074	0	3,432,160	113,820,914

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産 土地	73,929,383	0	73,929,383
基本財産 建物	146,779,501	106,887,970	39,891,531
有形固定資産 建物	3,445,050	2,763,773	681,277
有形固定資産 構築物	2,836,144	2,555,209	280,935
有形固定資産 機械及び装置	1,277,222	925,984	351,238
有形固定資産 車両運搬具	14,099,569	12,281,114	1,818,455
有形固定資産 器具及び備品	6,554,763	5,483,476	1,071,286
無形固定資産 ソフトウェア	808,500	808,499	1
無形固定資産 権利	39,920	0	39,920
合計	249,770,052	131,706,025	118,064,026

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

該当事項はありません。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし